

2020年7月2日代表理事決定

### 第1条（目的）

この細則は、日本国際紛争解決センター・東京利用規程（2020年3月30日理事会決議。以下「JIDRC 東京利用規程」という。）第7条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本国際紛争解決センター（以下「当法人」という。）が運営する日本国際紛争解決センター・東京（東京都港区虎ノ門一丁目17番1号所在の虎ノ門ヒルズビジネスセンター5階の関連施設の全部又は一部をいう。以下、「当施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（利用に係る権利の譲渡・転貸の禁止）

- (1) 利用者は、当施設を利用する権利について、当該権利の第三者への譲渡、利用権の設定、当該権利への質権等の担保の設定等一切の処分行為をしてはならない。
- (2) 利用者は、利用申込みにかかる目的の範囲内でのみ当施設を利用するものとし、その目的の範囲内でのみ関係者に当施設を利用させることができる。

### 第3条（反社会的勢力の排除）

利用者は、利用者、利用者を代理又は媒介する者その他利用者の関係者が暴力団、暴力団の構成員又は準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その構成員（団体を含む。）が違法又は不当な行為を行うことを助長し又は助長するおそれのある団体その他の反社会的勢力（東京都暴力団排除条例第2条第4号に規定される暴力団関係者を含み、以下「暴力団等」という。）に該当しないこと、暴力団等に支配されていないこと、暴力団等と一切の関係を有していないこと及び当施設を同条例第2条第9号に規定する暴力団事務所の用に供するものでないことを表明し、保証する。

### 第4条（予約の解除、利用の中止、施設からの立退請求等）

次の各号に該当する場合には、当法人は、その裁量により、予約済み又は当施設の利用中であっても、予約を解除し、又は利用の中止、利用の一時停止、若しくは施設からの立退を求めることができる。なお、その結果、利用者に損害が生じる場合があっても、当法人は一切の責任を負わない。

- (1) 「予約フォーム（Booking Inquiry Form）」に虚偽の記載があったとき、又は利用目的・利用内容等が当法人の承諾した目的・内容等と異なっていることが認められたとき。
- (2) 当施設のうち、「予約フォーム（Booking Inquiry Form）」に基づき利用を承諾された施設又は共用スペース以外の場所、設備等を使用したとき。
- (3) 当施設の利用等に関して、法令、公序良俗、利用承諾条件、JIDRC 東京利用規程、本利用細則その他当法人が定める規程等に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 天災地変、感染症、公的機関による要請等によって、当施設の利用ができなくなり、又は生命、身体若しくは財産に危険が生じるおそれがあると当法人が判断したとき。

(5) その他、当施設の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき。

#### 第5条（利用者の責務）

利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、**JIDRC** 東京利用規程、本利用細則及び関係法令の定める事項を自ら遵守するとともに、利用者の使用人、作業員等関係者、第2条第2項の規定に基づき当施設を利用する関係者等に対しても遵守させなければならない。
- (2) 当法人が警備及び誘導體制について協議が必要と判断したときは、利用者は事前に当法人と協議のうえ、当法人の指示に従わなければならない。
- (3) 利用者は、当施設の利用開始前に非常口、避難誘導方法、消火器の位置等を確認するものとする。
- (4) 利用者は、当施設の管理運営上危険な行為その他本施設の他の利用者、入室者等に迷惑を与える行為は行ってはならない。
- (5)

#### 第6条（原状回復等）

利用者は、予約した利用時間を厳守し、当該利用時間内に利用施設、備品及び付帯設備等を当法人が定める原状に回復して当法人又は当法人の指定する者の点検を受けなければならない。利用者が当該利用時間を超過しても当施設から退室しないときは、利用者は超過時間に応じて当法人が別途定める損害金及び退室遅延により当法人が被った損害を賠償しなければならない。

#### 第7条（関係官公庁等への届出）

当施設の利用に際して必要な法令に定められた関係官公庁への届出、許可申請等又は関係機関への届出等がある場合には、利用者の責任と負担でこれを行うものとする。

#### 第8条（遅延損害金）

利用者が当法人に対する金銭債務の支払を遅延したときは、遅延金額に対して年14.6%の割合で算定した損害金（日割計算による。）を支払うものとする。

#### 第9条（準拠法）

**JIDRC** 東京利用規程及び本利用細則は日本法を準拠法とする。

この細則は、2020年7月2日から施行する。